

○厚木市個人情報保護条例

平成16年12月27日

条例第11号

改正 平成19年6月18日条例第14号

平成19年10月9日条例第21号

平成21年3月25日条例第4号

平成23年3月25日条例第3号

平成23年12月26日条例第21号

平成27年1月22日条例第2号

平成27年10月5日条例第23号

平成28年3月18日条例第8号

平成29年1月20日条例第1号

平成30年3月20日条例第5号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 保有個人情報の取扱い等（第7条～第15条）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示請求権（第16条～第30条）

第2節 訂正請求権及び利用停止請求権（第31条～第39条の2）

第4章 審査請求（第39条の3～第45条）

第5章 雑則（第46条～第51条）

第6章 罰則（第52条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人

識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例(平成14年厚木市条例第20号)第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの(以下「処分権限を有する指定管理者」という。)をいう。
- (5) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。)及び処分権限を有する指定管理者に属する者をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び処分権限を有する指定管理者を除く。第18条第2号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(厚木市情報公開条例(平成13年厚木市条例第15号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8号に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施

機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報という。

(11) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(12) 個人情報取扱事務 個人情報ファイル（次に掲げる個人情報ファイルを除く。）を取り扱う事務をいう。

ア 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに処分権限を有する指定管理者に属する者をいう。以下同じ。）に関する個人情報ファイルであって、専らその職務の遂行に関する事項を記録するもの（実施機関が定めるものに限る。）

イ 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に関する個人情報ファイルであって、人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの

ウ 一時的に使用される個人情報ファイルであって、記録された事項を短期間で消去し、又は廃棄するもの

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項を記録する個人情報ファイル

(13) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

（平19条例14・平23条例3・平23条例21・平27条例2・平27条例23・平29条例1・平30条例5・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の重要性について市民の意識啓発に努めるなど、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（実施機関の職員等の責務）

第4条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報

報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 実施機関の職員は、その職権を濫用して職務の用以外の用に供する目的で個人情報収集、複製及び加工をしてはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的権利の侵害の防止に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 市が出資その他財政上の援助を行う法人であつて、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにしなければならない。

2 市民は、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 保有個人情報の取扱い等

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(平30条例5・一部改正)

(個人情報取扱事務等の登録)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (5) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報ファイル（本人の数が実施機関が定める数未満のものを除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を前項の個人情報取扱事務登録簿と併せて備えなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称及び利用目的
- (2) 個人情報ファイルを保有する組織の名称

- (3) 個人情報ファイルの保有を開始する年月日
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目
 - (5) 個人情報の収集方法
 - (6) 要配慮個人情報が含まれるときは、その理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとき、又は個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務又は当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務登録簿又は個人情報ファイル登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したとき、又は個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務又は当該個人情報ファイルに係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル登録簿を公表しなければならない。

(平30条例5・一部改正)

(収集の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的のために必要な限度を超えないものとしなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
 - (6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関又は国の機関等（国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行

政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項各号の規定に該当して個人情報を収集するときは、本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 実施機関は、第3項第3号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、取扱目的以外の目的に当該保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(平27条例23・一部改正)

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第10条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的に当該保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき

は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該保有特定個人情報を提供してはならない。

(平27条例23・追加)

(提供先への措置の要求等)

第11条 実施機関は、第10条第1項各号の規定に該当して保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受ける者に対し、当該提供に係る保有個人情報の利用目的若しくは利用方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(平27条例23・一部改正)

(オンライン結合による提供)

第12条 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

3 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を行った場合において、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じたときは、当該提供の停止その他の必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による措置を講じたときは、審査会に報告しなければならない。

(平30条例5・一部改正)

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じて、保有個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確、完全かつ最新なものとする。

(2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

(3) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報（歴史的若しくは文化的な価値が生ずるものと認められるもの又は学術研究用の資料として保有されるものを除く。）の保存が必要でなくなったときは、当該保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

（委託等に伴う措置）

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託するときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）が取り扱う当該受託した業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関（市長及び教育委員会に限る。）は、公の施設の管理に関する業務（個人情報取扱事務の全部又は一部の取扱いを伴うものに限る。以下「管理業務」という。）を処分権限を有しない指定管理者（当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有しない指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、当該処分権限を有しない指定管理者が取り扱う当該管理業務に係る個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、当該実施機関は、当該受託者又は当該処分権限を有しない指定管理者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

（受託者等の責務）

第15条 受託者等（受託者及び処分権限を有しない指定管理者をいう。以下同じ。）若しくは受託者等であった者又は受託業務等（受託業務及び処分権限を有しない指定管理者が行う管理業務をいう。以下同じ。）に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託業務等に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示請求権

（開示請求権）

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 死者と一定の身分関係等を有する次に掲げる者（以下「相続人等」という。）は、この条例及び実施機関が別に定めるところにより、実施機関に対し、相続した財産、相続以外の原因により取得した権利義務、カルテ、介護等に関する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(1) 死者の相続人

(2) 死者の親権者

(3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしてないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係

と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

(4) 死者の介護をしていた者

(5) 前各号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める死者の関係者

3 次に掲げる者(次条第2項及び第28条第2項において「法定代理人等」という。)は、本人又は相続人等に代わって前2項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、第1号に掲げる者が当該開示の請求をしようとする場合において、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 本人又は相続人等が前2項の規定による開示の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして実施機関が認める場合における代理人

(3) 前2号に掲げる者のほか、保有特定個人情報の請求にあっては、本人の委任による代理人

(平27条例23・一部改正)

(開示請求の手続)

第17条 前条各項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。)を示す書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年

月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの（開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、開示することが必要であると認められる情報その他人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国の機関等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に

するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(7) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(平23条例3・平30条例5・一部改正)

(保有個人情報の一部開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平30条例5・一部改正)

(裁量的開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。この場合において、実施機関は、その内容について審査会に報告しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保

有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する措置)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場
所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規
定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有して
いないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その
旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第23条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日
から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定によ
り補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しな
い。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由が
あるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この
場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延
長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた
日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務
の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、
実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内
に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を
すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内
に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(理由付記等)

第25条 実施機関は、第22条各項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の全
部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面に
その理由を示さなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る当該保有個人情報の全部又
は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その旨（開示できる
ようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日）を開示請求者に通知
するものとする。

(事案の移送)

第26条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が

他の実施機関により提供されたものであるとき、その他他の実施機関において当該開示請求について開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第22条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示を実施しなければならない。この場合において移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（平27条例23・一部改正）

（開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者及び開示請求者以外の者（以下「開示請求に係る第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該開示請求に係る第三者に対し、開示請求に係る第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該開示請求に係る第三者に対し、開示請求に係る第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該開示請求に係る第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 開示請求に係る第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該開示請求に係る第三者に関する情報が第18条第1号イ若しくはウ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 開示請求に係る第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求に係る第三者が当該開示請求に係る第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した開示請求に係る第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面に

より通知しなければならない。

(平23条例3・一部改正)

(保有個人情報の開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること（第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。）を示す書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(平28条例8・平30条例5・一部改正)

(開示請求の特例)

第29条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第17条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請求があつたときは、第22条から第24条までの規定にかかわらず、速やかに、前条各項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第30条 保有個人情報の開示の手續に要する費用は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報（第28条第1項の規定により保有個人情報を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正請求権及び利用停止請求権

(訂正請求権及び利用停止請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第7条の規定に違反して保有されているとき。

イ 第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき。

ウ 第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第10条第1項又は第10条の2第3項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

3 相続人等は、第16条第2項の規定による開示請求をすることができる死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき、又は前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止を請求することができる。

4 次に掲げる者（次条第2項第1号において「法定代理人等」という。）は、本人又は相続人等に代わって前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができる。ただし、第1号に掲げる者が当該訂正又は利用停止の請求をしようとする場合において、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 本人又は相続人等が前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして実施機関が認める場合における代理人

(3) 前2号に掲げる者のほか、保有特定個人情報の請求にあつては、本人の委任による代理人

（平27条例23・平29条例1・一部改正）

（訂正等の請求の手續）

第32条 前条各項の規定による訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等の請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等の請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正等の請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報の内容

(3) 訂正等の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 訂正等の請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項又は第4項の規定による訂正等の請求にあつては、相続人等であること、又は法定代理人等であること。）を示す書類で実施機関が定めるもの

(2) 訂正の請求にあつては、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類

3 実施機関は、訂正等の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の請求をした者（以下「訂正等の請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、当該訂正等の請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の訂正等の義務）

第33条 実施機関は、訂正等の請求があつた場合において、当該訂正等の請求に理由があると認めるときは、訂正の請求にあつては当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、利用停止の請求にあつては当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の訂正等を行わなければならない。

（訂正等の請求に対する措置）

第34条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等の請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等を行わないときは、その旨の決定をし、訂正等の請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正等の決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正等の決定等」という。）は、訂正等の請求があつた日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正等の決定等の期限の特例）

第36条 実施機関は、訂正等の決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正等の請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正等の決定等をする期限

（事案の移送）

第37条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関により提供されたものであるとき、その他他の実施機関に

において訂正等の決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正等の請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正等の請求についての訂正等の決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第34条第1項の決定（以下「訂正等の決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正等の決定に基づき訂正等の実施を行わなければならない。

（平27条例23・一部改正）

（訂正等の請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第38条 訂正等の請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者及び訂正等の請求者

（第31条第3項又は第4項の規定による訂正等の請求にあつては、当該本人をいう。）以外の者（以下「訂正等の請求に係る第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、訂正等の決定等をするに当たって、当該訂正等の請求に係る第三者に対し、訂正等の請求に係る第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた訂正等の請求に係る第三者が当該訂正等の請求に係る第三者に関する情報の訂正等に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、訂正等の決定をするときは、訂正等の決定の日と訂正等を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、訂正等の決定後直ちに、当該意見書を提出した訂正等の請求に係る第三者に対し、訂正等の決定をした旨及びその理由並びに訂正等を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平23条例3・一部改正）

（訂正等をした場合の提供先への措置の要求等）

第39条 実施機関は、第33条の規定による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の訂正等をした場合において、第10条第1項各号の規定に該当して当該保有個人情報を提供しているときは、当該提供を受けている者に対し、速やかに、当該提供に係る個人情報の訂正その他の当該実施機関と同様の措置を講ずるよう求めなければならない。この場合において、当該実施機関と同様の措置を講ずるよう求められた者は、その結果を書面により実施機関に報告しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による報告があつたときは、当該訂正等の請求者に対

し、速やかに、当該報告の内容を書面により通知しなければならない。ただし、第10条第2項ただし書の規定により通知をしていないときは、この限りでない。

(平27条例23・一部改正)

(保有特定個人情報を訂正した場合の通知)

第39条の2 実施機関は、第33条の規定による保有特定個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供を受けている者（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例23・追加、平29条例1・一部改正)

第4章 審査請求

(平28条例8・改称)

(行政不服審査法に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例8・追加)

(審査請求に対する諮問等)

第40条 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について第27条第3項に規定する意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととするとき（当該保有個人情報の訂正等について第38条第2項に規定する意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書（以下この項において「反論書」という。）及び同条第2項に規定する意見書（以下この項において「参加人意見書」という。）の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、保有しているときに限る。）を添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者又は訂正等の請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について第27条第3項に規定する意見書を提出した開示請求に係る第三者又は訂正等の決定等について第38条第2項に規定する意見書を提出した訂正等の請求に係る第三者（当該開示請求に係る第三者又は当該訂正等の請求に係る第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 第27条第3項及び第38条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する開示請求に係る第三者又は訂正等の決定に対する訂正等の請求に係る第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）又は訂正等の決定等（訂正等の請求に係る保有個人情報の全部を訂正等する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨又は当該審査請求に係る保有個人情報を訂正等する旨の裁決（開示請求に係る第三者又は訂正等の請求に係る第三者である参加人が当該開示請求に係る第三者に関する情報の開示又は当該訂正等の請求に係る第三者に関する情報の訂正等に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例8・一部改正）

（審査会の設置）

- 第41条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、審査会を設置する。
- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。この職を退いた後も、同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

(平19条例21・平28条例8・一部改正)

(審査会の調査権限等)

第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平28条例8・一部改正)

(意見の陳述等)

第43条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(平28条例8・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第44条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めると

きは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平28条例8・一部改正)

(答申書の送付)

第45条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(平28条例8・一部改正)

第5章 雑則

(他の法令等との調整)

第46条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報及び同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集、整理し、及び保存している個人情報

2 第3章第1節の規定は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第28条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該同一の方法による保有個人情報の開示については、適用しない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第28条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

4 第3章第2節の規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正等の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の訂正等については、適用しない。

(平21条例4・平27条例23・一部改正)

(事業者への指導助言等)

第47条 市長は、事業者が個人情報を適正に取り扱うことができるように、指導、助言、意識の啓発等必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、出資法人等の個人情報の適正な取扱いについて、指導、助言等必要な措置を講じなければならない。

(不適正な取扱いに対する措置)

第48条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、

当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

- 3 市長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(苦情の申出)

第49条 何人も、実施機関が行う自己を本人とする保有個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対し、苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出（以下「申出」という。）があった場合は、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、申出があったときは、前項の規定により是正措置を講ずる場合を除き、審査会の意見を聴いた上で、その取扱いを決定しなければならない。
- 4 実施機関は、申出をした者に対し、第2項の規定による是正措置の内容又は前項の規定による決定の結果を書面により通知しなければならない。

(運用状況の公表)

第50条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第52条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 第41条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第52条から前条までの規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(厚木市個人情報保護条例の廃止)

2 厚木市個人情報保護条例（平成4年厚木市条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報ファイルを取り扱う事務又は現に保有されている個人情報ファイルに係る第8条第3項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするとき、又は個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務又は当該個人情報ファイルについて」とあるのは、「又は個人情報ファイルについて、施行日以後、遅滞なく」とする。

4 この条例の施行の際現に行われている旧条例第15条第1項の規定による開示等の請求は、第17条第1項の規定による開示請求又は第32条第1項の規定による訂正等の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現に行われている旧条例第20条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、第40条第1項に規定する不服申立てとみなす。

6 この条例の施行の際現に行われている旧条例第22条第3項の規定による是正の申出については、なお従前の例による。

7 前3項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

8 旧条例第21条第1項の規定による審査会は、第41条第1項の規定により設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

9 この条例の施行の際現に旧条例第21条第4項の規定により委嘱された審査会の委員である者は、施行日に第41条第4項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

10 前項の規定により審査会の委員として委嘱されたとみなされた者の任期は、第41条第5項の規定にかかわらず、旧条例第21条第4項の規定により委嘱された審査会の委員である者の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成19年条例第14号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第21号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる当該各号に掲げる委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

(4) 第4条の規定による改正後の厚木市個人情報保護条例第41条第4項の規定
厚木市個人情報保護審査会の委員

附 則（平成21年条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第21号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第23号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中第2条第1項の表に次のように加える改正規定（第122号に係る部分を除く。）及び同条第2項に2号を加える改正規定（第121号に係る部分に限る。）並びに第4条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日

(2) 第4条中第2条第5号の次に3号を加える改正規定（第5号の4に係る部分に限る。）、第10条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第26条第1項の改正規定、第31条第2項各号列記以外の部分の改正規定、第37条第1項の改正規定及び第39条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

4 第8条の規定による改正後の厚木市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた厚木市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）、同条例第35条第1項に規定する訂正等の決定等（以下「訂正等の決定等」という。）又は同条例第17条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）若しくは同条例第32条第1項に規定する訂正等の請求（以下「訂正等の請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成30年条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正後の厚木市個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が保有している同条第3号に規定する要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）についての改正後の個人情報保護条例第7条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「あらかじめ」とあるのは、「厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年厚木市条例第5号）の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している改正後の個人情報保護条例第2条第11号に規定する個人情報ファイルであって、当該個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報を含むものについての改正後の個人情報保護条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「新たに保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に保有しているときは、厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年厚木市条例第5号）の施行後遅滞なく」とする。